



新たな住宅セーフティネット制度 ～安心できる住まいの確保のために～

日本は現在少子高齢化社会に突入しており、高齢者の増加・少子化による人口減少が急速に進んでいます。一方で住宅の供給は一定数あることから、住宅の需要と供給のバランスが崩れています。

現在、働く人の夢であるマイホームや賃貸住宅が現在全国で約820万戸も空き家・空き室として存在しています。空き家は倒壊・犯罪・事故等の危険性を含み、住環境の低下にも繋がるため、老人ホームへの入居等により自宅を離れることになった方にとって、売却や入居者の確保は頭を悩ます問題となっています。

一方、「住宅確保要配慮者」と呼ばれる、高齢者や障がい者、子育て世帯などの方々は、家賃滞納、孤独死、事故、騒音等の理由から、民間賃貸住宅への入居が困難な状況になっています。

こうした状況を踏まえ、空き家・空き室を活用して、住宅確保が困難な方々がより円滑に住まいを確保できるよう、必要な居住支援等の取組を進める「新たな住宅セーフティネット法」がこの10月25日に施行されました。

「新たな住宅セーフティネット法」は以下の3本の柱で構成されています。

- ① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修や入居者への経済的な支援
- ③ 住宅確保要配慮者に対する居住支援

機構は、3本の柱のうち『③住宅確保要配慮者に対する居住支援』のため、登録住宅に入居する住宅確保要配慮者に対して、家賃債務保証事業者が行う家賃債務保証を対象とした保険「家賃債務保証保険」を開始し、円滑な住宅確保をサポートします。

こうした動きの中で、今号は「新たな住宅セーフティネット法～安心できる住まいの確保のために～」として特集を組み、関係の深い方々より、それぞれの観点でご執筆いただきました。

Contents

- | | | |
|----|---|----|
| 01 | <p>新たな住宅セーフティネット制度のスタート</p> <p>国土交通省 住宅局住宅総合整備課 賃貸住宅対策室長 立岩 里生太</p> | 12 |
| 02 | <p>居住安定に向けた国内の取り組みと住宅セーフティネット</p> <p>株式会社リクルート住まいカンパニー 住まい研究所 所長 宗 健</p> | 18 |